

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第5号

##### 大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第41条中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改める。

別表第5 収納代理金融機関の項金融機関名の欄中「横浜中央信用組合」を「横浜幸銀信用組合」に改める。

別表第6 取りまとめ店の欄中「横浜中央信用組合大和支店」を「横浜幸銀信用組合大和支店」に改める。

##### 附 則

この規則中別表第5及び別表第6の改正規定は平成29年3月13日から、第41条の改正規定は同年4月1日から施行する。